

子育て応援特別手当(平成21年度版) 受給申請・その前に

住民登録は

正しく行われていますか？

住民登録は、各種行政サービスの基礎となるものです。

子育て応援特別手当(平成21年度版)も、住民登録に基づいて支給することを原則としています。

お住まいの市区町村からの行政サービスを確実に受けられるようにするためには、引越などにより住所を移したときは、速やかに住民登録の届出を行ってください。

配偶者からの暴力(DV)の被害者の方については、保護のため住民基本台帳の閲覧等を制限できます(支援措置)

DV被害者の方が警察署等に相談した上で、お住まいの市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、配偶者等による住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について制限を設けることが可能です。

支援措置は、転出先の住所等を配偶者等に見られないようにするものです。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

いろいろなご事情で、どうしても今お住まいの市区町村に

住民登録できないDV被害者の方

子育て応援特別手当(平成21年度版)の事前申請を受け付けます。事前申請期間は、10月1日から10月30日までです。今お住まいの市区町村へ「事前申請書」を提出してください。

(「事前申請書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。)

「事前申請書」には、次の書類の添付が必要です。

(チェックシートとして使用できます。)

DV被害者であることが確認できる書類

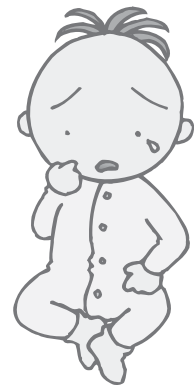
(対象となる子どもについても記載されていることなどが必要です。)

配偶者暴力支援センターの発行する証明書

婦人相談所の発行する証明書

保護命令決定書の謄本または正本

振込口座の通帳の写し



「事前申請書」に基づき、住民登録をされている市区町村へ連絡し、子育て応援特別手当(平成21年度版)の支給対象者を世帯主から、DV被害者の方へ変更します。

「事前申請書」に記入された今お住まいの住所等の情報は、住民登録をされている市区町村へは知らせません。

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、事前申請書を提出した市区町村ではなく、住民登録がされている市区町村から支給されます。支給の時期は、それぞれの市区町村で異なります。

10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられません。

この場合は、住民登録がされている市区町村へ郵送により申請を行うこととなります。事前申請書と同じ書類の添付が必要です。

(世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です。)

子育て応援特別手当(平成21年度版)の申請の受け付け開始などは別にご案内しますので、今しばらくお待ちください。

問い合わせ先 / 津久見市福祉事務所 子育て支援班 82-9519

厚生労働省HPにも関係する情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>